

◇随時募集住宅 募集要項◇

1 随時募集とは

随時募集住宅とは、いつでも申込みのできる住宅です。定期募集（年 6 回）で、2 回連続で申込みのなかった住宅が、随時募集住宅に登録されます。

2 申込み受付について

新たに随時募集に登録される住宅は、偶数月の最初の開庁日から申込みできます。

（随時募集住宅の更新は、奇数月の 25 日前後に行います。住宅営繕課窓口やホームページで住宅紹介を行っていますので、ご確認ください。）

なお、受付初日の 8：45～9：00 までに、同じ住宅に複数の申込みがあった場合は抽選を行い、入居者を決定します。9：00 以降の申込みは先着順になります。

3 申込み受付場所

帯広市役所 3 階 住宅営繕課窓口

※受付は窓口のみです。郵送および電話による申込みはできません。

4 問い合わせ先

帯広市 都市環境部 都市建築室 住宅営繕課 市営住宅係 ☎ 65-4190

**募集住宅については
別紙、住宅紹介をご確認ください。**

5 申込みに必要なもの

①	印鑑	申込みの際、申請書等に捺印していただきます。
②	マイナンバー確認書類	マイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。 ※詳しくは、最終ページを参照してください。
③	身元確認書類	写真付き身分証明書1点 又は 写真無し身分証明書2点 ※マイナンバーカードをお持ちの方は不要です。 ※詳しくは、最終ページを参照してください。
④	スタンプカード	※過去に市営住宅に申込みをしたことがある方のみ
⑤	住民票	※市外に在住の方のみ
⑥	各種手帳	※母子・身体障害・精神障害・療育などをお持ちの方のみ
⑦	持ち家の売買契約書等	※持ち家のある方のみ 媒介契約書・裁判所の競売開始を証する書類等、持ち家を手放すことがわかる書類
⑧	収入確認書類	源泉徴収票、所得証明書、年金手帳、給与明細等 ※詳しくは、下記の収入確認書類についてを参照してください。
⑨	結婚予定証明書	※3ヶ月以内に結婚予定の方がいる世帯のみ 住宅営繕課窓口の様式があります。必要な方はお声がけください。
⑩	パートナーシップ登録証等	※パートナーシップ制度利用者のみ 仮登録証をお持ちの方は、市が指定する期間内に本登録を行う必要があります。

収入確認書類について

①令和6年1月以降、勤務先・雇用形態に変更がない方

★源泉徴収票・確定申告書の写し（市外に在住の方）

★市内に在住の方は不要です

②令和6年1月以降、勤務先が変更になっている方

★給与支給予定証明書

→住宅営繕課に様式があります。勤務先に記載していただき、住宅営繕課に提出してもらう書類です。

③令和6年1月以降に勤務先を離職（休職）している方

★離職票や育児休暇証明書など、離職や休職したことが分かる書類

→書類のコピーをいただきますので、原本またはコピーを持参してください。

6 申込み資格 ※全ての資格を満たしていただく必要があります。

①住宅に困窮していること。

※ 申込み時に持ち家のある方は原則として申込みできません。

ただし、媒介契約書・売買契約書・裁判所の競売開始を証する書類のいずれかをお持ちの方は申込みが可能となりますので、書類を持参してください。

※ 申込み時に公営住宅(他の市町村・道営を含む)にお住まいの方は申込みできません。

ただし、音更町・幕別町・芽室町・中札内村以外の公営住宅にお住まいで、帯広市内の病院に6ヶ月以上通院する必要のある方は、医師の診断書による証明があれば申込みが可能になります。

また、帯広市内へ転勤した場合（自己都合を除く）など、生計を維持する上で帯広市への転居がやむを得ない方は申込みができます。（確認書類等については事前にご相談ください。内容によっては、申込みができない場合もあります。）

②政令で定められた月額所得が158,000円以下であること。

月額所得が158,000円を超える世帯は、住宅営繕課にご相談ください。

③自炊ができる程度の健康状態で、独立して生活ができること。

④申込者及び同居しようとする親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でなく、かつ警察署への照会に同意すること。

※単身者は60歳以上又は障害があるなどの特定の要件に該当する場合を除き申込みできません。

※入居後に暴力団員であることが判明した場合には、住宅を明け渡していただきます。

※入居時に通学などのため同居しない親族は、同居親族に含みません。

※戸籍上の配偶者がいる場合は、配偶者と共に入居することが条件となります。

※パートナーシップ制度を利用している方のパートナーは、配偶者と同じ取り扱いとします。

7 申込み後の流れ

土・日・祝日は手続きができませんのでご了承ください

Step1：申込み受付

帯広市役所3階の住宅営繕課窓口で申込みをします。申込みに必要な書類は、2ページの「5申込みに必要なもの」をご確認ください。

申込み後すぐに「資格審査」を行います。

Step2：資格審査

家族構成や世帯収入が市営住宅の入居要件を満たしているか審査を行います。世帯構成や収入の状況を聞き取り、別途必要書類をお伝えしますので、後日、窓口まで提出してください。

資格審査の後、修繕が完了した住宅から下見がすることができます。なお、申込み後に修繕を行う住宅は、下見まで3カ月程度の時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。

Step3：契約書類の提出

資格審査で入居者資格の確認ができた方に、契約書類をお渡しします。お渡しした契約書類への記入および、必要書類をそろえて提出していただきます。

提出後、契約書類の確認に1～2日程度の時間を要します。

Step4：敷金の納付

契約書類の審査後、所定の日までに敷金の納付をしていただきます。敷金の額は家賃の2ヶ月分となります。敷金の納付をもって市営住宅の入居手続きが完了します。

8 その他（注意事項）

- ① 申込みは、1世帯につき1戸です。
- ② 書類の虚偽や入居資格を満たさないことが判明した場合は、入居取消になります。
また、市が指定する期日までに入居に必要な書類や契約書類を提出されない場合も、入居を取り消すことがありますので、期日までに書類などが揃わない場合やお越しいただくことができない場合は事前にご相談ください。
- ③ 申込み後に住宅の変更はできません。
また入居決定した後、自己都合により入居を辞退した場合は、その後1年間は市営住宅への申込みができなくなります。
- ④ 入居手続きの際には家賃2ヶ月分の敷金が必要です。
- ⑤ 必ず自治会に加入してください。
各団地の共益費(共同玄関・廊下・階段ホールの電灯および街灯・エレベーターの電気代その他共用部分の維持管理費など)は、入居者負担であるため自治会で徴収しています。
また、共用部分や駐車場などの共同施設の管理も自治会で行なっています。
- ⑥ 入居後の住戸内部の修繕は、原則として入居者負担となります。
- ⑦ ペットの飼育・あずかり、野生動物への餌付けは一切できません。
市営住宅敷地内では、動物の持ち込み、飼育、餌付け、一時的な預かりも含め禁止です。
- ⑧ 「緊急連絡先」を届け出てくださいよう、お願いします。
緊急連絡先は、入居者と連絡が取れない又は入居者の住宅使用料若しくは駐車場使用料に3ヶ月以上の滞納が生じる等、帯広市が入居者の生命、身体、財産又は市営住宅における生活を守るために、必要と判断した場合に使用します。

マイナンバー確認書類と身元確認書類の例

1. マイナンバー確認書類：どれか1つ

- ☐ マイナンバーカード（顔写真付き）
- ☐ 通知カード（顔写真なし）
- ☐ マイナンバーの記載がある住民票の写し、住民票記載事項証明書

2. 身元確認書類：①か②のどちらか

① 写真付き身分証明書：どれか1つ

- ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 旅券 ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 精神障害者福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カード又は特別永住者証明書
- ☐ 写真付き学生証 ☐ 写真付き身分証明書 ☐ 写真付き社員証
- ☐ 写真付き資格証明書（電気工事士免状・無線従事者免許証など） など

② 写真なし身分証明書：どれか2つ

- ☐ 医療保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書
- ☐ 写真なし学生証 ☐ 本人名義の預金通帳 ☐ 生活保護受給者証
- ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
- ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 戸籍・住民票など ☐ 各種源泉徴収票 など